

淀川水系流域委員会のあり方についての提言（案）

- 1．淀川水系流域委員会の組織構成について
- 2．流域委員会のメンバー
- 3．関係住民等の意見反映方針
- 4．流域委員会の公開方法
- 5．規約の考え方

平成12年12月 日

淀川水系流域委員会準備会議

1. 淀川水系流域委員会の組織構成について

- ・ 全体委員会とその下部組織である地域別部会により構成する。
- ・ 全体委員会及び部会のメンバーは個人の資格で参加する。
- ・ 全体委員会及び部会の位置付け、規模・構成、メンバー等は、下表の通りとする。

| | 全体委員会 | 部会 |
|--------|---|---|
| 位置付け | 全体の議論、審議、調整を行い、意思決定を行う。 | 各部会で個別に議論を行う。 |
| 規模・構成 | 15～20人程度、大部分は各部会の構成員を兼務する。 | 1部会10～15人程度で、琵琶湖、淀川、猪名川の地域別に3部会設置。細分割も有り得る。 |
| 開催期間 | 2001年1月～2002年6月の1年半を目安とし、次期継続も考慮 | |
| 開催頻度 | 年4回程度 | 年4～6回程度 |
| 構成メンバー | 治水、利水、環境、人文、その他の分野について準備会議委員及び一般から推薦のあった候補者から選出（4人以上の地域住民代表を含む） | 治水、利水、環境、人文、その他の分野について準備会議委員及び一般から推薦のあった候補者から選出（4人以上の地域住民代表を含む） |
| 公募方法 | ニュースレター等でPRし公募する。居住地は限定しない。 | |
| 事務局 | 中立的立場で民間企業が行う。 | |

2. 流域委員会のメンバー候補の提言

淀川水系流域委員会の全体委員会及び部会のメンバー候補を個人の資格での参加として選定したが、本人の承諾を得ていないので、個人のプライバシー保護の観点から、ここでは、具体的な氏名は伏せ、人数と分野別構成の記載にとどめることとした。

(1) 全体委員会のメンバー

全体委員会の委員候補として 名を挙げた。その分野別構成は下記のとおりである。

(2) 部会のメンバー

琵琶湖部会の委員候補として 名を挙げた。その分野別構成は下記のとおりである。

淀川部会の委員候補として 名を挙げた。その分野別構成は下記のとおりである。

猪名川部会の委員候補として 名を挙げた。その分野別構成は下記のとおりである。

3 . 関係住民等の意見反映方針の提言

- ・ 流域住民の意見を反映させるために適切な方法で意見聴取を行う。
- ・ アンケート、ヒアリング等、積極的に住民意見を聴取することを原則とする。
- ・ 懇談会の設置について、流域委員会の最初の段階で議論することも考えておく。
- ・ 住民からの意見聴取方法については、下表に示すような方法が考えられる。

表 意見聴取の方法について

| 聴取形態 | 意見聴取方法 |
|-------------------------|------------------------|
| 様々なツールを用意し、意見が寄せられるのを待つ | ・ 意見受付用電話を設置する |
| | ・ 意見受付用ファックスを設置する |
| | ・ 電子メールで意見を受け付ける |
| | ・ ニュースレターに意見受付用紙を添付する |
| | ・ ホームページ上に意見募集の仕組みをつくる |
| | ・ 意見書の提出を受け付ける |
| 意見をやりとりする場を設ける | ・ 会議の中に意見交換の場を設ける |
| | ・ 事務局等関連機関に意見受付窓口を常設する |
| | ・ 公聴会を実施する |
| | ・ 勉強会・意見交換会を実施する |
| 積極的に意見を聴きとりに行く | ・ アンケートを行う |
| | ・ ヒアリングを行う |

*いずれの場合も、ニュースレター、ホームページ、記者クラブへの投げ込み等により、意見聴取方法の広報に努める。

4 . 流域委員会の公開方法の提言

- ・ 未成年者に対して、情報を提供しながら併せて意見を聴取することも考慮する。
- ・ NGO 等への情報提供を積極的に行う。
- ・ 情報公開については、原則公開とするが、プライバシーに関わること、モラルに反すること、特定の地域・地名等については非公開とすることが望ましい。
- ・ 情報公開の方法については、下表に示すような方法が考えられる。

表 情報公開の方法について

| 情報公開方法 |
|--------------|
| ・ ホームページ開設 |
| ・ ニュースレター発行 |
| ・ プレス発表 |
| ・ 会議資料の配布・閲覧 |
| ・ 全体委員会を公開 |
| ・ 部会を公開 |

5. 淀川水系流域委員会の規約の考え方

規約には、1～4の内容を反映させるものとする。全体委員会の委員長は委員の互選により定める。それ以外の内容については、下記の選択肢が考えられるが、下記で挙げた選択肢以外に、準備会議では決めないという選択肢もありうる。

1～4以外で規約に盛り込む項目案

(1) 設置

- 案1 法的な位置づけを明確にする。
- 案2 名称等にとどめる
- 案3 その他

(2) 全体委員会の議決

- 案1 議決の条件を定める{(3)へ}
- 案2 議決の条件を定めない

(3) 議決の条件(議決の条件を定める場合)

- 案1 出席者の過半数
- 案2 出席者の2/3以上
- 案3 出席者の3/4以上
- 案4 委員総数の過半数
- 案5 委員総数の2/3以上
- 案6 委員総数の3/4以上

(4) 議決への少数意見の付記

- 案1 少数意見を付記する
- 案2 少数意見を付記しない

(5) 委員長代理の設置

- 案1 委員長代理を置く{(6)へ}
- 案2 委員長代理を置かない

(6) 委員長代理の決定

- 案1 全体委員会で互選する
- 案2 委員長が指名する

(7) 部会長の設置

案1 部会長を置く { (8) へ }

案2 部会長を置かない

(8) 部会長の決定

案1 全体委員会で決める

案2 部会で互選する

(9) 部会長代理の設置

案1 部会長代理を置く { (10) へ }

案2 部会長代理を置かない

(10) 部会長代理の決定

案1 全体委員会で決める

案2 部会で互選する

案3 部会長が指名する

(11) 河川管理者の発言

案1 発言できるものとする

案2 発言できないものとする

(12) 規約の改正、条件

案1 委員総数の過半数

案2 委員総数の 2 / 3 以上

案3 委員総数の 3 / 4 以上

案4 規約の改正は行わない